



浸水想定区域周辺の指定緊急避難場所

番号	名称	所在地	電話	洪水 避難可	土砂 避難可
1	石川町会館	函館市石川町461-47	46-2070	■	■
2	東富岡会館	函館市富岡町2丁目46-7	41-4581	■	■
3	総合保健センター	函館市五稜郭町23-1	32-1512	■	■
4	梁川公園	函館市梁川町24	-	■	■
5	千代台公園	函館市千代台町22	-	■	■
6	遺愛アリーナ	函館市杉並町23-11	51-0418	■	■
7	赤川町会館	函館市赤川町396-2	46-3314	■	■
8	函館競輪場駐車場	函館市金堀町10	-	■	■
9	函館競馬場駐車場	函館市梁堀町20	-	■	■
10	坂の上公園	函館市湯川町2丁目33	-	■	■
11	緑のセンター(見晴公園内)	函館市見晴町56	57-6210	■	■
12	高松町会館	函館市高松町505-1	57-6812	■	■
13	桔梗西部町会館	函館市桔梗町63-2	49-6889	■	■

■ 浸水想定区域
 生命や身体に直接影響を及ぼす可能性がある浸水深が深い区域や家屋倒壊等はん濫区域といった危険区域にお住いの方は、特に早期の立ち退き避難が必要となります。ただし、外出することや危険な場合には、屋内安全確保が必要で、危険区域として算出された範囲は、おおよそであり、その境界は厳密でないことに十分注意してください。

最大浸水深 (m)

- 5m ~ 10m 未満
2階以上が浸水する恐れがあり、早期の立ち退き避難が必要。
- 3m ~ 5m 未満
立ち退き避難が望ましいが、状況に応じて屋内安全確保、ただし、早期の立ち退きが必要。
- 0.5m ~ 3m 未満
立ち退き避難が望ましいが、状況に応じて屋内安全確保、ただし、早期の立ち退きが必要。
- 0.5m 未満
本宅家屋倒壊の恐れがあり、早期の立ち退き避難が必要。

■ 家屋倒壊等はん濫区域 (河岸侵食)
 本宅、非本宅の家屋倒壊の恐れがあり、早期の立ち退き避難が必要。

凡例

指定避難所
 (指定緊急避難場所を兼ねる)
 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。

指定緊急避難場所
 居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所。

■ 土砂災害警戒区域

